

令和6年度 第1回横須賀市保健医療対策協議会議事録

開催日時 令和7年1月30日（木） 13時30分～14時00分

開催場所 ウェルシティ4階 オリエンテーションルーム

出席者【委員】

荒木稔、日下部良夫、竹内英樹、張学金、
長堀薫、西村房子、半澤栄一、比護才二、
三屋公紀、山口優子、山本潤（敬称略、五十音順）

【横須賀市】

健康部長：夏日久也

健康増進課長：川田貴久江

健康管理支援課長：杉本茜

健康管理支援課総務・歯科健診担当主査：駒野美樹
（事務局）

健康総務課長：笠原利幸

健康総務課地域医療担当主査：峰澤匡穂

健康総務課地域医療担当主任：松下純

健康総務課地域医療担当：荒井貫汰

1 開 会

委員長が開会し、事務局（健康総務課長）が一般傍聴なしの旨を報告する。

2 出席委員数の確認（委員会の成立）

保健医療対策協議会条例第4条第2項の規定により、委員14名中11名（委員の半数以上）の出席により、会議が成立している旨を報告する。

3 委員長職務代理者の選出

前任の委員長職務代理者が退任されたことに伴い、改めて委員長職務代理者を選出する。

保健医療対策協議会条例第3条第3項の規定により、三屋委員長が日下部委員を委員長職務代理者に指名する。

4 議 事

委員長が会議の進行を行う。

（1）「第2期横須賀市がん対策推進計画（案）」の策定について

健康管理支援課長が資料3-1、資料3-2、及び資料4に基づき、「第2期横須賀市がん対策推進計画（案）」の策定について説明する。

委員からの質問、意見はなく、資料5の答申書（案）を協議会の答申書として了承し、市長への答申を行うこととした。

(2) 令和6年度 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告及び名称の変更について

健康増進課長が資料6-1及び資料6-2に基づき、令和6年度 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告及び名称の変更について説明する。

委員からの質問、意見はなく、委員長が了承した。

5 閉会

事務局から連絡事項を伝達し、委員長が会議を閉会する。

※この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

令和6年度第1回横須賀市保健医療対策協議会

日 時 令和7年1月30日（木）13：30～
場 所 ウェルシティ市民プラザ4階
オリエンテーションルーム

次 第

1 開 会

2 委員長職務代理者の選任について

3 議事

- (1) 「第2期横須賀市がん対策推進計画（案）」の策定について
（資料3-1、資料3-2、資料4、資料5、冊子）
- (2) 令和6年度 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告及び
名称の変更について（資料6-1、資料6-2）

4 その他

5 閉 会

(資 料)

- 資料 1 横須賀市保健医療対策協議会委員名簿
- 資料 2 保健医療対策協議会条例
- 資料 3 - 1 横須賀市がん対策推進計画専門部会の報告について
- 資料 3 - 2 パブリック・コメント手続（意見募集）結果
- 資料 4 「第 2 期横須賀市がん対策推進計画（案）」の策定について
- 資料 5 「第 2 期横須賀市がん対策推進計画」答申書（案）
- 資料 6 - 1 令和 6 年度 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告及び名称の変更について
- 資料 6 - 2 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会細則
- 冊子 『第 2 期横須賀市がん対策推進計画（案）』

横須賀市保健医療対策協議会委員名簿

令和7年1月1日現在
(敬称略、50音順)

	氏名	役職
1	荒木 稔	横須賀市薬剤師会会長
2	飯島 和彦	横須賀市消防局長
3	日下部 良夫	横須賀市連合町内会監事
4	坂下 裕一	横須賀市教育委員会事務局 学校教育部長
5	竹内 英樹	横須賀市社会福祉協議会副会長
6	張 学金	横須賀食品衛生協会会長
7	長堀 薫	三浦半島病院会会長
8	西村 房子	横須賀市赤十字奉仕団委員長
9	半澤 栄一	横須賀市歯科医師会会長
10	比護 才二	横須賀三浦獣医師会会長
11	三屋 公紀	横須賀市医師会会長
12	向井 洋子	神奈川県栄養士会 第4県民活動事業部会部会長
13	山口 優子	国際ソロプチミスト横須賀 環境保健委員会会長
14	山本 潤	神奈川県看護協会横須賀支部理事

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

保健医療対策協議会条例

(設置)

第1条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成25年5月31日までとする。

横須賀市がん対策推進計画専門部会の報告について

【民生局健康部健康管理支援課】

保健医療対策協議会では、専門的事項を検討するため、横須賀市がん対策推進計画専門部会を設置し、「横須賀市がん対策推進計画」の策定等を行っています。今年度は、次のとおり専門部会を開催しましたので報告します。

1 第1回専門部会

日時 令和6年7月3日(水) 13:00~15:00

場所 ウェルシティ市民プラザ3階 第1研修室

議事内容

- (1) 横須賀市がん対策推進計画策定案について

2 第2回専門部会

日時 令和6年8月8日(木) 14:00~16:00

場所 ウェルシティ市民プラザ3階 第1研修室

議事内容

- (1) 横須賀市がん対策推進計画策定案について

3 第3回専門部会

日時 令和6年10月24日(木) 14:00~16:00

場所 ウェルシティ市民プラザ3階 第1研修室

議事内容

- (1) 横須賀市がん対策推進計画策定案について
- (2) 概要版案について

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

第2期がん対策推進計画の策定について
令和7年度(2025年度)～令和12年度(2030年度)

【公表日】

令和7年(2025年)1月21日(火)

横須賀市保健医療対策協議会

お問い合わせ先：民生局健康部健康管理支援課

電話 046-822-4307(直通)

横 須 賀 市



「第2期がん対策推進計画の策定について」に対するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和6年（2024年）11月11日（月）から12月2日（月）まで

2 意見の提出

6名の方から24件の意見提出がありました。

3 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	2人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	4人
合計	6人

4 意見の内訳

項目		件数
1. 乳がん検診について		1件
2. 中学2年生のピロリ菌対策事業について	事業全体について	4件
	2-1 事業の考え方について	7件
	2-2 検査と治療の同意について	4件
	2-3 対象者について	4件
	2-4 課題・対策今後の取り組みについて	4件
合計		24件

5 提出された意見の概要及び横須賀市の考え方

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	乳がん検診について		1件
	受診率向上のため、検診施設が少ない地域において出張バス検診による検診を実施してはどうか。	1件	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
2	中学2年生のピロリ菌対策事業について（事業全体について）		4件
ア	ピロリ菌検査を行うのであれば、学校とは切り離し、予防接種のように個人に郵送で通知するべきだ。	1件	本事業は、横須賀市がん克服条例に基づく事業として、開始時より、検査の必要性、検査方法、同意の確認方法等の詳細なご案内を、個別に対象者に送付しています。 また、検査の実施方法は、病気を予防する観点から、より多くの方に検査を受けていただけるよう、関係機関と検討を重ね、実施しています。
イ	20歳・30歳の胃がんリスク検診のように、希望者が医療機関や健康管理支援課で検査を受けられるようにしてほしい。 学校を検査のために利用せず、地域の病院・保健所にて実施してほしい。	2件	胃がんを予防するという観点から、より多くの方が検査を受けることができるよう、通学先の市立中学校で検査を実施できる体制としていますが、体調等により、実施できなかった場合や、市立中学校以外へ通学される方が検査を受けることができるよう、市内協力医療機関や健康福祉センター、健康管理支援課で検査ができる仕組みを整えています。
ウ	除菌がすべてではない。健康被害についても市として慎重に検討してほしい。	1件	除菌治療による副作用等については本計画に記載しています。また、副作用の発生动向は常に注視し、適切に対応できる体制としています。 さらに、除菌治療を受けるか否かの判断は、ご本人及び保護者が、医師から直接、説明を受けた上で判断することができ、治療を強制されることはありません。

2-1	事業の考え方について		7件
ア	<p>中学2年生のピロリ菌検査は、学校保健安全法施行規則に定められた検査ではないので学校外で実施すべき。同検体でピロリ菌検査を同時実施することに疑問を感じる。</p>	4件	<p>横須賀市がん克服条例に基づく市の施策として、令和元年度より中学2年生のピロリ菌検査を開始しました。これは、横須賀市民の将来の胃がんを予防する重要な施策であると考えています。</p> <p>そのため、一人でも多くの方が検査を受けられるよう、市立中学校では学校尿検査と同時に検査を実施しています。</p>
イ	<p>中学2年生のピロリ菌検査事業の実施により、学校の業務が増え、管理のリスクも増える。学習活動への支障が著しく、生徒の学習権を侵害している。</p>	2件	<p>本事業実施にあたり、ご本人、ご家族、さらに学校の負担とならないよう、横須賀市教育委員会、横須賀市医師会、横須賀市で協議を重ねています。</p>
ウ	<p>学校は医療データを収集する場ではない。</p>	1件	<p>中学2年生のピロリ菌対策事業の目的は、中学生本人の胃がん予防であり、医療データの収集が目的ではありません。</p> <p>ただし、事業の効果検証と事業改善のため、データ収集および分析は必要であり、本事業でも実施して参ります。</p>
2-2	検査と治療の同意について		4件
ア	<p>検査の同意を確認する方法として、同意の記入不備の場合も同意したものとみなされているようだった。意思表示のない検査は行ってはいけないのではないかと。</p>	1件	<p>中学2年生のピロリ菌対策事業の一次検査は尿検査であり、体への侵襲性（害）がないこと、また病気のリスクからお子さんを守る観点から、不同意でない限り検査を実施していますが、検査を希望しない方の意思は尊重され、強制するものではありません。</p> <p>ご本人及び保護者が納得して検査を受けられるよう、対象者には事前に検査の必要性、検査方法、同意の確認方法等について個別にご案内を送付しています。</p> <p>一次検査結果が陽性で確定検査や治療を受ける際には、医師から確定検査、治療法、副作用等について直接、ご本人及び保護者</p>
イ	<p>保護者の同意を得る方法が本人が勝手に○をつける可能性など、確実でない。</p>	1件	
ウ	<p>必要な検査かどうかを、保護者及び生徒が、きちんと考えたうえで、検査希望者のみに検査を行う形にしたい</p>	1件	

エ	検査や除菌治療はあくまでもご本人や保護者の判断で受けたい人が受けるものだ。	1件	に詳しく説明をします。 除菌をするか否かはご本人及び保護者の意思が尊重され、強制されることはありません。
2-3	対象者について		4件
ア	未成年のピロリ菌検査は必要ないと思う。 小児に胃がんの発症はほとんどみられない。 中学2年生の子どもへの検査及び除菌治療は発達途中の子どもの体への負担を軽視しているのではないか。	1件	ピロリ菌感染が胃がんのリスクであることは科学的に証明されており、国のがん対策推進基本計画（令和5年3月）、神奈川県がん対策推進計画（令和6年3月）にも明記されました。 ピロリ菌の感染期間が長いほど胃がんリスクは上昇するため、早期除菌が有効です。ガイドラインによれば、若年（15歳以上39歳以下）胃がんでもピロリ菌感染の関与が大きいとされています。そのため、中学生時期の検査が、がん発症予防のための検査時期として適切と考え、中学2年生のピロリ菌対策事業を実施しています。 本計画内で引用している H. pylori 感染の診断と治療のガイドラインは 2024 改訂版（2024.11.15 発行）が発行されましたので、計画完成版では最新版を掲載します。
イ	除菌治療は保険適用の範囲外であり、20歳以下の除菌治療は勧奨である。治療の副作用についての項目を設けること。	1件	除菌治療の副作用については、48 ページ「ウーヴ 項目内容の説明」に記載があり、さらに 60 ページにはがん検診全般のメリット・デメリットについてもコラムを掲載しております。 また、一次検査で陽性となった方が確定検査や治療を受ける際には、医師からご本人及び保護者へ、確定検査、治療法、副作用等について詳しい説明を直接します。
ウ	対象者について「体重 35kg 以上が期待できる年齢」とあるが 35kg に満た	1件	体重 35 kgに満たない方もいることは承知しており、現在は確定検査、除菌治療、判定検査は、対象外としております。

	ない生徒もいる		今回のご意見を参考に、一次検査で陽性になったにも関わらず、身体的要件等で検査・治療等を受けられない方への対応について、今後前向きに検討して参ります。
エ	子どもの検査により親の検査につなげるのは順番がおかしい。大人の検査をして陽性なら家族に検査を勧める形に順番を検討するべきだ。	1 件	<p>ピロリ菌感染は家族内感染が感染経路の一つであることから、本事業をきっかけに親世代、祖父母世代の市民の方々がご自身のがん予防を考えるきっかけになることは本事業の主目的ではありませんが、望ましい派生効果であると考えています。</p> <p>中学2年生時期の検査を受けなかった市民がより早い時期にピロリ菌の検査と除菌治療の機会が得られるよう、令和5年度より20歳・30歳の胃がんリスク健診も開始しました。</p> <p>年齢に沿ったピロリ菌対策事業について、より分かりやすくなるよう、計画完成版では、第4章1（2）感染予防からのがん予防の掲載項目順序を整理し、修正いたします。</p>
2-4	課題・対策今後の取り組みについて		4 件
ア	学校にはがん教育よりも優先すべき課題がある	1 件	<p>平成29年3月に改訂された中学校、および平成30年3月に改訂された高等学校の学習指導要領内の保健体育では、生活習慣病の予防と回復について学ぶ際に「がんについても取り扱う」ことが新たに明記されました。</p> <p>また、小学校においても、平成29年3月に改訂された学習指導要領の体育解説に、「喫煙を長期にわたって続けるとがんや心臓病などを発症しやすくなることに触れる」とされています。</p> <p>平成27年3月の「学校におけるがん教育の在り方について報告」（文部科学省）では、がん教育の目標の一つとして、がんについて学ぶだけでなく、がんと向き合う</p>

			<p>人々との交流を通じて、自他の健康と命の大切さに気づき、自己の在り方や生き方を考え、ともに生きる社会の形成を目指す態度を育むと掲げられています。</p> <p>そのため、がん教育は保健体育科を中心に教育活動全体を通して適切に行うことが重要であり、教科等の特質に応じた見方や考え方を通じて、自他の命の大切さを実感することにつながると考えられます。</p>
イ	<p>本人の意識や関心が重要だ。何も考えずに検査を受けてしまっは検査の意義・必要性が伝わらない。検診受診率の向上のみががん予防策ではない。</p>	1 件	<p>検診の目的や必要性への理解を少しでも深めることができるよう案内の内容の改善に努めていきます。</p>
ウ	<p>ピロリ菌検査について広く情報を公開すべきだ。</p>	1 件	<p>ピロリ菌検査の実績等については、毎年市議会で報告しており、ホームページでの閲覧が可能です。</p> <p>今回のパブリック・コメントでも本事業のデータを広く公開すべきとのご意見もいただいております、収集したデータの公表に引き続き努めて参ります。</p>
エ	<p>49 ページの受診率向上の期待についての記載を削除してほしい</p>	1 件	<p>中学2年生のピロリ菌検査の受検率は、令和6年度より同一検体で実施したことにより、約2割向上しました。今後もこの方法による検査実施が受検率の向上につながると考えております。</p>

「第2期横須賀市がん対策推進計画(案)」の策定について

【民生局健康部健康管理支援課】

1 趣旨

「横須賀市がん克服条例」を根拠とし、国の「第4期がん対策推進基本計画」と神奈川県「神奈川県がん対策推進計画」の方向性を踏まえながら、がんの予防、がんの早期発見、がん患者の支援等、具体的な施策を含め、横須賀市のがん対策の目指す方向を示した「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定しました。

2 概要

(1) 計画期間

令和7年(2025年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの6年間

(2) 構成

計画の理念とがん対策に関する目指すべき姿と役割について定め、4つの分野別目標をもとに構成しています。

(3) 体系

第1章 はじめに(計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、各計画との関係)

第2章 横須賀市のがんを取り巻く現状

- 1 国・県・市の人口
- 2 横須賀市のがんを取り巻く現状
- 3 アンケート調査結果からみた現状

第3章 第2期がん対策推進計画策定の基本方針

- 1 基本理念と目標
- 2 国・県の計画との整合性
- 3 市町村としての責務と役割分担

第4章 具体的な施策

- 1 がん予防の推進
- 2 がんの2次予防(がん検診)
- 3 がん医療
- 4 がんとの共生

資料編

- 1 関連法規(がん対策基本法、神奈川県がん克服条例、横須賀市がん克服条例)
- 2 横須賀市がん対策推進計画策定の経過
- 3 横須賀市がん対策推進計画専門部会員名簿
- 4 横須賀市のがん検診及び健康診査制度の変遷
- 5 具体的な施策の索引

3 計画策定の過程

今回のがん対策専門部会には医療職はもちろんハローワーク職員や、がん患者会の代表、市民公募で選ばれた方など市民目線を持つ方々にも委員として就任いただきました。

委員の皆様が常に「市民目線の計画になること」を意識してくださり、会議では全員による活発な意見交換をしていただけた場となりました。

本計画は、計画として市の施策の方向を示すものであると共に、手に取った市民ががんになり患しても悲観せず、必要な支援に速やかにつながるよう、記載すべきものについて繰り返し検討がされました。

4 計画策定についてのポイント

(1) 総論

「横須賀市がん克服条例（平成31年4月施行）」の目的を達成するために取り組む課題について検討しました。

(2) 目標

「第2期がん対策推進計画策定の基本方針」について、行政の目線からではなく、市民の目線から見た「目指すべき姿と役割」を考え、医療従事者、市民、行政のそれぞれが何を行うべきかを明確にし、目標などを決めました。

(3) がんとの共生

がんは、早期発見や医学の進歩により死亡率は減少し治る病気となってきました。また、がんになり患しても入院せず、通院治療を受けることが一般的となり、がんと共に生きる人々やその家族への支援の必要性について議論しました。

「なるべく身近な、市内の情報を掲載したほうが良い」とのご意見から患者会やハローワークなどできる限り市内の支援先を掲載しています。

(4) 情報リストについて

「ほしい支援に早くたどり着けるよう、スマートフォンを使うことも考慮して整えるべき」との委員のご意見から、今回の計画では二次元コードを掲載しています。

(5) HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）について

HPVワクチンは、副反応が疑われる症状の報告により、平成25年（2013年）から積極的な接種勧奨が中止されていましたが、その後の調査によりHPVワクチン特有の症状ではないことが分かり、令和4年（2022年）に積極的な勧奨が再開されました。本計画ではがんの予防効果や積極的勧奨が控えられていた経緯などもわかりやすく掲載しています。

(案)

令和7年(2025年) 月 日

横須賀市長 上地 克明 様

横須賀市保健医療対策協議会
委員長 三屋 公紀

「第2期横須賀市がん対策推進計画」の策定について(答申)

令和6年1月29日付け横健管第109号により諮問された件について、別添のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、「第2期横須賀市がん対策推進計画」の計画期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの6年間とし、計画の策定にあたっては次の点を考慮しました。

1 総論について

「横須賀市がん克服条例(平成31年4月施行)」の目的を達成するために取り組む課題について検討しました。

2 目標について

「第2期がん対策推進計画策定の基本方針」について、行政の目線からではなく、市民の目線から見た「目指すべき姿と役割」を考え、医療従事者、市民、行政のそれぞれが何を行うべきかを明確にし、目標などを決めました。

3 がんとの共生について

現在は、がんになり患しても入院せず、通院治療を受ける人が増えてきていることを踏まえ、がんと共に生きる人々やその家族への支援の必要性について議論しました。「なるべく身近な、市内の情報を掲載したほうが良い」とのご意見から患者会やハローワークなどできる限り市内の支援先を掲載するようにしました。

4 情報リストについて

「ほしい支援に早くたどり着けるよう、スマートフォンを使うことも考慮して整えるべき」とのご意見から、今回の計画では二次元コードを掲載しました。

◎横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告及び名称の変更について

【民生局健康部健康増進課】

「健康推進プランよこすか」について

令和6年3月に策定した「健康推進プランよこすか」では、「健康がすぐそばにあるまち」「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を理念に、すべての人が健康になるために、健康の増進、食育の推進、さらに歯と口腔の健康づくりの連携が非常に重要なことから、健康増進計画・食育推進計画・歯及び口腔の健康づくり推進計画を一体化し総合的にアプローチすることとしました。

計画期間は、令和17年度までの12年間です。令和11年には中間評価を実施し、それまでの間は具体的な事業の実施状況等について進捗を管理します。

1 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

保健医療対策協議会では、専門的事項を検討するため、健康増進計画・食育推進計画専門部会を設置し、「横須賀市健康増進計画・食育推進計画・歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画」の進行管理等を行っています。

今年度は、次のとおり、専門部会を開催しましたので報告します。

(1) 第1回専門部会

日 時 令和6年7月25日(木) 10時00分から12時00分
場 所 ウェルシティ市民プラザ3階 第1研修室

議事内容

①食育推進検討部会の報告について

「横須賀市健康増進計画・横須賀市食育推進計画」に係る食育に必要な事項を検討するために食育推進検討部会を開催している。今年度は、7月4日(木)に開催し、「若い女性のやせ」「野菜摂取量増加」「食品ロス」をテーマとした意見交換等を行い、様々な立場からの発言があったことを報告した。

②健康推進プランよこすか(ダイジェスト版)について

健康推進プランよこすか(ダイジェスト版)には、行ってほしい行動とヒントをまとめた12項目が記載されており、この12項目を広く周知するために作成した動画を一部紹介した。

③「健康推進プランよこすか事業計画一覧」について

令和5年度に実施した「健康推進プランよこすか」に係る具体的な事業の状況について、報告した。評価基準を目標の達成率90%以上が「A」、70%以上が「B」、60%以上が「C」、それ以下が「D」とし、主に「C」及び「D」評価だった事業について、質問等をいただいた。

主な意見

(ア)「オーラルフレイル予防教室」について、40歳以上の市民が対象ということで、壮年期への働きかけは重要だと感じている。商工会議所などと連携するなどして取り組めるとよいと思う。

(イ)がん検診のタイミングがわかりづらいため、特定健診の案内に同封するようにしたということだが、よい取り組みだと思う。受診率が少しでも上がるとよい。

④横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会細則の変更について

専門部会の名称を、計画名に合わせて「横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会」から「健康推進プランよこすか専門部会」とすることについて説明した。部会長より意見、質問等を求めたところ特に意見等はなく、名称変更について同意が得られた。

2 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の名称の変更について

横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会細則の変更の際には、同細則第7条に「専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。」とあるため、保健医療対策協議会に結果を報告し委員長に諮ることとする。(名称変更後の細則については資料6-2参照)

(案)

健康推進プランよこすか専門部会細則

(目的)

第1条 横須賀市健康増進計画及び食育推進計画、横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定、改定、進行管理及び評価など必要な事項を検討するため、保健医療対策協議会(以下「協議会」という。)条例第6条の規定に基づき、**健康推進プランよこすか専門部会**(以下「専門部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

- 2 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

- 2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会は、必要に応じて部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 専門部会の傍聴については、保健医療対策協議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、民生局健康部健康増進課において行う。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、保健医療対策協議会条例の施行後初めて任命された部会員の任期は、平成25年5月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。